証券コード　1848
平成30年６月１日

株　主　各　位

福岡市中央区薬院一丁目13番８号
株式会社富士ピー・エス
代表取締役社長　菅　野　昇　孝

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月19日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月20日（水曜日）午前10時
２．場　　所　福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル11階　10号会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第66期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第66期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
第５号議案　取締役の報酬額改定の件
４．招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.fujips.co.jp/）において周知させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、政府の継続した経済政策や日本銀行の金融緩和政策により、企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調が続いたものの、米国における新政権の経済政策の動向、欧州や中東における政情不安など先行き不透明な状況も懸念されます。

当建設業界におきましては、高速道路大規模更新事業を含む公共インフラ老朽化対策等の国土強靭化政策関連事業、東日本大震災や熊本地震の復興関連事業及び首都圏を中心とした東京オリンピック・パラリンピック関連事業など公共事業が順調に推移するとともに、民間建設投資も耐震補強事業やマンション事業を中心に市場の成長基調が継続しました。その一方で、人手不足と労務費の高騰など、工程の確保や工事の採算性に影響する要因も継続しておりますが、改正品確法に基づく労務単価や諸経費率の見直し策によって、これらの課題も徐々に改善傾向にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは、第４次中期経営計画「VISION2016」の２年目を迎え、本計画に掲げる目標の達成に向け、機構改革を実施し、技術提案力・積算力などの総合的な営業力の強化、新分野や新工法に関する技術開発の強化、生産・施工の省人・省力化の推進及び安全・品質管理の高度化への取り組みなど、総力を挙げて行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の受注高は231億５千１百万円（前期比0.9％増）、売上高は273億６千１百万円（前期比26.4％増）となりました。損益につきましては、売上高が増加したことにより、営業利益は７億６千万円（前期比40.0％増）、経常利益は７億５千３百万円（前期比44.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の計上により７億６千３百万円（前期比42.8％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

（土木事業）

総合評価落札方式でのさらなる競争力の向上や、特に高速道路会社（ＮＥＸＣＯ）の大規模更新事業及び新設の鋼橋向けなど、生産性の向上に有効なプレキャストＰＣ床版関連の受注活動を積極的に展開しました。その結果、受注高は162億６千６百万円（前期比7.8％増）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

西日本高速道路株式会社	中国自動車道（特定更新等）常国橋他２橋床版取替工事
東日本高速道路株式会社	小名浜道路　５号橋（ＰＣ上部工）工事
国土交通省九州地方整備局	平成29年度災害復旧 熊本57号二番東原橋上部工工事

売上高につきましては、高速道路会社発注工事や民間契約工事の手持工事が順調に進捗したことから、216億１千７百万円（前期比41.2％増）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

国土交通省九州地方整備局	東九州道（清武～北郷）鏡洲川橋上部工工事
国土交通省九州地方整備局	平成28年度災害復旧 立野地区外橋梁補修工事
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 佐保川橋（ＰＣ上部工）工事

（建築事業）

主力分野であるマンション事業や住宅分野での耐震補強事業及び事務所、物流倉庫などのＰＣａＰＣ事業の営業を強化しましたが、耐震補強案件の発注時期の遅れなどの影響により、受注高は66億３千１百万円（前期比12.3％減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

株式会社冨士工	美浦トレーニング・センター厩舎関係者等宿舎耐震改修（第４期）工事
株式会社大林組	ブランズタワープロジェクト豊崎三丁目新築工事
前田建設工業株式会社	広島大学跡地「知の拠点」再生プロジェクト分譲マンション新築工事

売上高につきましては、耐震補強案件の発注時期の遅れや発注者のマンション着工の遅れにより部材納入に遅れが生じるなどの影響を受けたことから、54億８千万円（前期比9.8%減）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

谷沢建設株式会社	神楽坂／Ｓプロジェクト新築工事
株式会社新井組	市営住宅上ケ原七番町５・６号棟耐震改修他工事
三苫建設株式会社	平成28年度市営板付住宅25棟耐震等改修事業

（不動産賃貸事業）

テナント獲得の競争激化は依然として継続しているものの、事業の安定化を目指し営業活動を展開した結果、受注高及び売上高は２億３千９百万円（前期比0.9%減）となりました。

事業別の受注高は、次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（%）
土　木　事　業	15,085	16,266	7.8
建　築　事　業	7,561	6,631	△12.3
不動産賃貸事業	241	239	△0.9
そ　の　他	46	13	△70.1
合　　計	22,934	23,151	0.9

事業別の売上高は、次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（%）
土　木　事　業	15,311	21,617	41.2
建　築　事　業	6,074	5,480	△9.8
不動産賃貸事業	241	239	△0.9
そ　の　他	23	25	9.6
合　　計	21,650	27,361	26.4

（ご参考）

当社の事業別の受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土　木　事　業	24,426	15,230	20,585	19,071
建　築　事　業	5,186	6,631	5,480	6,338
不動産賃貸事業	－	239	239	－
そ　の　他	29	13	25	17
合　　計	29,641	22,115	26,330	25,427

②　設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

③　資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 63 期 (平成27年３月期)	第 64 期 (平成28年３月期)	第 65 期 (平成29年３月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
受　注　高（百万円）	20,496	30,266	22,934	23,151
売　上　高（百万円）	24,389	23,014	21,650	27,361
経 常 利 益（百万円）	752	586	520	753
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	643	496	534	763
１株当たり当期純利益（円）	36.29	28.01	30.17	43.09
総　資　産（百万円）	19,649	19,329	19,865	21,418
純　資　産（百万円）	6,064	6,367	6,792	7,390

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 63 期 (平成27年３月期)	第 64 期 (平成28年３月期)	第 65 期 (平成29年３月期)	第66期(当期) (平成30年３月期)
受　注　高（百万円）	19,651	29,424	22,025	22,115
売　上　高（百万円）	23,540	22,171	20,741	26,330
経 常 利 益（百万円）	748	552	486	689
当 期 純 利 益（百万円）	641	474	508	728
１株当たり当期純利益（円）	36.19	26.77	28.70	41.12
総　資　産（百万円）	19,357	18,981	19,521	20,864
純　資　産（百万円）	5,862	6,256	6,664	7,255

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーピーケイ	40百万円	100%	ＰＣマクラギの製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、東日本大震災や熊本地震を始めとする復興関連事業と、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピック関連事業の本格化に加え、社会インフラや集合住宅等の老朽化に伴う維持更新需要が中長期で高まる見通しであり、建設投資は底堅く推移するものと思われます。

当社グループは、平成28年度を初年度とする10ヵ年の中期経営計画「VISION2016」の目標達成に向けて、従来からの新設市場への注力に加え、高速道路の大規模更新事業を始めとする維持更新市場への本格参入を目指すとともに、担い手不足に対応する現場施工のプレキャスト化の深耕、機械化・情報化の推進による生産性向上に取り組んでまいります。また、ミャンマー連邦共和国を中心とした海外市場への挑戦、連結子会社である株式会社シーピーケイのマクラギ事業の営業展開拡大など、各施策を着実に実行し、安定した収益基盤の構築に努めてまいります。

注力する重点施策といたしましては、生産現場における災害撲滅を目標とした新たな安全システムの構築と、将来の技能労働者不足を見据えた土木・建築事業のプレキャスト化を促進する設備投資、次期主力製品となる独自技術の開発を推進していくことであります。また、重要な経営資源である人材面につきましては、魅力ある職場づくりを推進する働き方改革に取り組むほか、多様な人材確保のための採用活動と女性活躍の環境整備に努めるとともに、研修・評価制度見直しにより教育・育成の充実を図るなど、当社グループの組織力の強化に取り組む方針であります。これらの重要課題への対応を着実に実行し、長期的な市場環境のニーズを捉えたＰＣ技術の応用展開を図り、土木と建築を事業の両輪として持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社１社で構成され、主要な事業内容は次のとおりです。

なお、当社は、建設業法により特定建設業者（特－29）第2301号として国土交通大臣許可を受けております。

①土木事業
- ＰＣ橋梁（道路橋、鉄道橋）工事
- 土木構造物の耐震補強工事、メンテナンス工事、高速道路橋の大規模更新工事
- ＰＣマクラギなど、土木コンクリート製品の製造、販売
- ＰＣタンクなど、容器構造物工事
- その他ＰＣ技術を用いた土木工事

②建築事業
- ＰＣ合成床板（ＦＣ・ＦＲ板）の製作及び敷設指導工事
- ＰＣ技術を用いた耐震補強工事（パラレル）
- ＰＣ組立工法など、ＰＣ梁・柱の製造、販売、組立工事
- ＰＣリング及びＰＣ緊張工事
- その他ＰＣ技術を用いた建築工事

③不動産賃貸事業
不動産の賃貸、管理等

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

①　当社

本　　店	福岡市中央区薬院一丁目13番８号	
支　　店	九　州　支　店	（福岡市中央区）
	広　島　支　店	（広島市中区）
	関　西　支　店	（大阪市淀川区）
	名古屋支店	（名古屋市中区）
	関　東　支　店	（東京都江東区）
	東　北　支　店	（仙台市青葉区）
工　　場	九州小竹工場	（福岡県鞍手郡小竹町）
	三　重　工　場	（三重県多気郡明和町）
	滋　賀　工　場	（滋賀県東近江市）
	関　東　工　場	（栃木県真岡市）
	いわき工場	（福島県いわき市）
	東　北　工　場	（福島県安達郡大玉村）
営　業　所	沖縄営業所	（沖縄県那覇市）
	兵庫営業所	（神戸市中央区）
	四国営業所	（香川県高松市）
	新潟営業所	（新潟市北区）
	岩手営業所	（岩手県盛岡市）　　ほか14箇所

（注）平成29年５月31日付で三重営業所を閉鎖いたしました。

②　子会社

株式会社シーピーケイ	本　　店	（大阪市淀川区）
	滋賀工場	（滋賀県東近江市）

(7) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
405（55）名	22名増

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
２．従業員数には、受入出向者５名を含んでおり、社外への出向者１名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
393（53）名	20名増	44.2歳	16.7年

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
２．従業員数には、受入出向者５名を含んでおり、社外への出向者６名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	1,644百万円
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社福岡銀行	500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　53,000,000株

②　発行済株式の総数　　18,602,244株

③　株主数　　4,538名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
太平洋セメント株式会社	3,221千株	18.17%
住友電気工業株式会社	2,383千株	13.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・九州電力株式会社口）	2,309千株	13.03%
西日本鉄道株式会社	773千株	4.36%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	722千株	4.07%
日鉄住金ＳＧワイヤ株式会社	423千株	2.38%
株式会社渡辺藤吉本店	267千株	1.51%
株式会社福岡銀行	261千株	1.47%
株式会社西日本シティ銀行	252千株	1.42%
富士ピー・エス社員持株会	242千株	1.36%

（注）１．当社は、自己株式を881,452株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅　野　昇　孝	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
取　締　役	藤　本　良　雄	執行役員副社長　九州支店長
取　締　役	田　中　恭　哉	専務執行役員　建築本部長、技術研究センター担当
取　締　役	堤　　忠　彦	専務執行役員　土木本部長、海外事業部担当
取　締　役	江里口　俊　郎	常務執行役員　経営企画室長
取　締　役	梅　林　洋　彦	常務執行役員　管理本部長
取　締　役	佐々木　有　三	九州電力株式会社代表取締役副社長
取　締　役	庄　崎　秀　昭	西日本鉄道株式会社取締役上席執行役員 鉄道事業本部担当　鉄道事業本部長
取　締　役	中　野　幸　正	太平洋セメント株式会社執行役員九州支店長
取　締　役	新　関　輝　夫	福岡大学名誉教授・弁護士
常勤監査役	船　越　光　晴	
常勤監査役	善　福　　勉	
監　査　役	田　中　耕　二	

（注）１．当事業年度中の取締役、監査役の異動

- 取締役江里口俊郎氏は、平成29年６月21日開催の第65回定時株主総会において監査役を辞任により退任し新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役梅林洋彦氏は、平成29年６月21日開催の第65回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 常勤監査役船越光晴氏は、平成29年６月21日開催の第65回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役内野寛氏は、平成29年６月21日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

２．取締役佐々木有三、庄崎秀昭、中野幸正、新関輝夫の４氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．常勤監査役善福勉、監査役田中耕二の両氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

４．常勤監査役船越光晴氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役船越光晴氏は、経理分野の責任者として経理・財務業務に携わってきた経験があります。

５．当社は、取締役庄崎秀昭、新関輝夫の両氏を東京証券取引所、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	11名 （4名）	133百万円 （12百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	22百万円 （8百万円）
合計 （うち社外役員）	15名 （6名）	155百万円 （20百万円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月27日開催の第54回定時株主総会において年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月27日開催の第54回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

３．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

４．上記には、平成29年６月21日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

ィ．重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係並びに当期における主な活動状況等

社外取締役　佐々木有三氏

同氏は九州電力株式会社の代表取締役副社長であります。九州電力株式会社は当社の大株主でありますが、同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の９回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　庄崎秀昭氏

同氏は西日本鉄道株式会社の取締役上席執行役員鉄道事業本部担当鉄道事業本部長であります。西日本鉄道株式会社は当社の大株主でありますが、同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の９回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　中野幸正氏

同氏は太平洋セメント株式会社の執行役員九州支店長であります。太平洋セメント株式会社は当社の筆頭株主であるとともに、当社との間にセメント購買等の取引関係があります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の11回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役　新関輝夫氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外監査役　善福　勉氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会16回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

社外監査役　田中耕二氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会16回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの責任限定契約は締結しておりません。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改訂　平成27年５月13日）

【社訓・経営基本方針】

（社　訓）

１．我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう

１．我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう

１．我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

（経営基本方針）

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程（コンプライアンス規程）を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。

ロ．社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。（コンプライアンス委員会規程）

ハ．グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

ニ．経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。

ホ．グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。）に適正に記録し、法令、定款及び社内規程（文書取扱規程）等に基づき、適切に保存、管理する。

ロ．文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程（リスク管理規程）に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。

ロ．リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。
また、リスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。

ハ．大規模災害発生時の事業活動の継続を図るため、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っている。

ロ．執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。

ハ．取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、ＰＤＣＡ（計画、実行、検証、改善）サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．社内規程（関係会社管理規程）に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。

ロ．当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

ハ．反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。

ニ．「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

ロ．監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。

ハ．社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。

ニ．子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告された内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程（コンプライアンス規程）に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。

ロ．法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスの推進

当社は、経営理念及び経営基本方針に定めた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、年１回周知徹底を図るとともに、行動指針に関わるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社ではグループ全役職員が利用できるコンプライアンス相談窓口を社内及び社外に設置し、利用促進の呼びかけメールを配信するなど、問題の早期発見に取り組んでおります。

② リスク管理

当社及び子会社が定めるリスク管理規程に基づき、会社が抱えるさまざまなリスクに対して予防策を講じ発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、その損害を最小限に止めるための組織的なリスク管理を行っております。

また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害等不測の事態に備え、事業継続計画を策定し、大規模災害を想定した避難訓練、安否確認訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、経営上の意思決定・監督機能と職務執行機能を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。
また、取締役会が定めた経営方針に基づき、各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、業務執行取締役、執行役員並びに子会社の代表取締役による審査会を四半期毎に開催しております。この審査会において、業務遂行計画の進捗状況を確認・検証のうえ、必要な対策を講じております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査部門である考査室による子会社の業務監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。
また、当社の経営会議は、子会社から月次決算や業務に関する定期的な報告を受け、適切にグループの経営管理を実施しております。

⑤ 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。
また、代表取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門である考査室と定期的に情報交換を実施し、監査の実効性の確保を行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はいたしておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、安定配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、平成30年５月11日開催の取締役会において、前期と比べ１円増配し、１株当たり９円、効力発生日（支払開始日）は平成30年６月４日とする決議をいたしました。

なお、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

（注）１．本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．その他は四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**15,093**	**流動負債**	**12,918**
現金預金	1,226	支払手形・工事未払金等	4,841
受取手形・完成工事未収入金等	12,218	電子記録債務	2,147
製品	286	短期借入金	2,644
未成工事支出金	560	未払法人税等	108
材料貯蔵品	197	未成工事受入金	655
未収入金	258	預り金	1,842
繰延税金資産	126	完成工事補償引当金	20
その他	224	工事損失引当金	1
貸倒引当金	△4	その他	659
固定資産	**6,324**	**固定負債**	**1,109**
有形固定資産	**5,844**	繰延税金負債	4
建物・構築物	1,475	退職給付に係る負債	916
機械、運搬具及び工具器具備品	920	その他	188
土地	3,439	**負債合計**	**14,028**
リース資産	4	**純資産の部**	
建設仮勘定	5	**株主資本**	**7,373**
無形固定資産	**154**	**資本金**	**2,379**
のれん	73	**資本剰余金**	**1,711**
その他	80	**利益剰余金**	**3,617**
投資その他の資産	**326**	**自己株式**	**△335**
投資有価証券	155	**その他の包括利益累計額**	**17**
繰延税金資産	32	その他有価証券評価差額金	8
その他	150	退職給付に係る調整累計額	9
貸倒引当金	△11	**純資産合計**	**7,390**
資産合計	**21,418**	**負債・純資産合計**	**21,418**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		27,361
売上原価		23,821
売上総利益		3,540
販売費及び一般管理費		2,779
営業利益		760
営業外収益		
物品売却益	14	
固定資産処分益	17	
その他	11	42
営業外費用		
支払利息	26	
支払保証料	15	
その他	8	49
経常利益		753
特別損失		
固定資産除却損	15	15
税金等調整前当期純利益		737
法人税、住民税及び事業税	135	
法人税等調整額	△161	△25
当期純利益		763
非支配株主に帰属する当期純利益		―
親会社株主に帰属する当期純利益		763

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,379	1,711	2,995	△335	6,751
当期変動額					
剰余金の配当			△141		△141
親会社株主に帰属する当期純利益			763		763
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	621	△0	621
当期末残高	2,379	1,711	3,617	△335	7,373

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4	37	41	6,792
当期変動額				
剰余金の配当				△141
親会社株主に帰属する当期純利益				763
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	△27	△24	△24
当期変動額合計	3	△27	△24	597
当期末残高	8	9	17	7,390

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1　連結の範囲に関する事項	連結子会社の数及び名称 　連結子会社の数　　１社 　連結子会社の名称　　㈱シーピーケイ 非連結子会社の名称等 　非連結子会社の名称 　　Myanmar Fuji P.S Construction Company Limited （連結の範囲から除いた理由） 　非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2　持分法の適用に関する事項	持分法適用会社はありません。 （持分法を適用していない理由） 　持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。
3　連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。
4　会計方針に関する事項 (1) 資産の評価基準及び評価方法 イ　有価証券	 その他有価証券 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの……移動平均法による原価法
ロ　たな卸資産	製品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金……個別法による原価法 材料貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
(2) 減価償却資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 　主な耐用年数は以下のとおりであります。 　　建物・構築物　　７～50年 　　機械、運搬具及び工具器具備品　　２～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準	(イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (ロ) 完成工事補償引当金 完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 (ハ) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。
(4) 退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
(5) 売上高の計上基準	(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） (ロ) その他の工事 工事完成基準
(6) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
5　のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物・構築物	1,103百万円
土地	3,339百万円
計	4,442百万円

担保に係る債務

短期借入金	2,644百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　10,359百万円

【連結損益計算書に関する注記】

１．売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額　1百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　18,602千株

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年５月12日取締役会	普通株式	141	8.00	平成29年３月31日	平成29年６月５日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの（予定）

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年５月11日取締役会	普通株式	159	利益剰余金	9.00	平成30年３月31日	平成30年６月４日

【金融商品に関する注記】

1.金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の使途は、主に運転資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
資　産			
(1)現金預金	1,226	1,226	－
(2)受取手形・完成工事未収入金等	12,218	12,218	－
(3)投資有価証券	45	45	－
負　債			
(1)支払手形・工事未払金等	4,841	4,841	－
(2)電子記録債務	2,147	2,147	－
(3)短期借入金	2,500	2,500	－
(4)長期借入金（１年内返済予定を含む）	144	144	△0
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形・工事未払金等、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金(１年内返済予定を含む)

長期借入金(１年内返済予定を含む)の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2.非上場株式（連結貸借対照表計上額110百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は127百万円であります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
1,317百万円	2,239百万円

(注) １．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	417円05銭
１株当たり当期純利益	43円09銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**14,830**	**流動負債**	**12,503**
現金預金	1,210	支払手形	771
受取手形	997	電子記録債務	2,147
完成工事未収入金	8,054	工事未払金	3,732
売掛金	2,930	短期借入金	2,644
製品	29	リース債務	1
未成工事支出金	560	未払金	199
材料貯蔵品	113	未払費用	303
前払費用	3	未払法人税等	84
未収入金	262	未成工事受入金	655
未収消費税等	208	預り金	1,841
繰延税金資産	126	前受収益	21
その他	337	完成工事補償引当金	20
貸倒引当金	△2	工事損失引当金	1
固定資産	**6,034**	その他	80
有形固定資産	**5,298**	**固定負債**	**1,106**
建物	1,101	リース債務	1
構築物	235	退職給付引当金	918
機械及び装置	691	長期預り敷金	168
車両運搬具	20	その他	16
工具器具・備品	143	**負債合計**	**13,609**
土地	3,097	**純資産の部**	
リース資産	2	**株主資本**	**7,248**
建設仮勘定	5	**資本金**	**2,379**
無形固定資産	**78**	**資本剰余金**	**1,711**
ソフトウェア	77	資本準備金	1,711
その他	0	**利益剰余金**	**3,492**
投資その他の資産	**657**	その他利益剰余金	3,492
投資有価証券	144	繰越利益剰余金	3,492
関係会社株式	55	**自己株式**	**△335**
従業員に対する長期貸付金	10	**評価・換算差額等**	**6**
関係会社長期貸付金	288	その他有価証券評価差額金	6
破産更生債権等	11	**純資産合計**	**7,255**
長期前払費用	3		
繰延税金資産	32		
その他	123		
貸倒引当金	△11		
資産合計	**20,864**	**負債・純資産合計**	**20,864**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		
完　成　工　事　高	19,649	
そ　の　他　の　売　上　高	6,681	26,330
売　　上　　原　　価		
完　成　工　事　原　価	17,061	
そ　の　他　の　売　上　原　価	5,921	22,983
売　　上　　総　　利　　益		
完　成　工　事　総　利　益	2,587	
そ　の　他　の　売　上　総　利　益	759	3,346
販　売　費　及　び　一　般　管　理　費		2,660
営　　業　　利　　益		686
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	10	
物　　品　　売　　却　　益	14	
固　定　資　産　処　分　益	17	
そ　　の　　他	9	51
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	26	
支　　払　　保　　証　　料	15	
そ　　の　　他	7	49
経　　常　　利　　益		689
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　除　却　損	13	13
税　引　前　当　期　純　利　益		675
法人税、住民税及び事業税	108	
法　人　税　等　調　整　額	△161	△53
当　　期　　純　　利　　益		728

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,379	1,711	2,905	△335	6,661
当期変動額					
剰余金の配当			△141		△141
当期純利益			728		728
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	586	△0	586
当期末残高	2,379	1,711	3,492	△335	7,248

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2	2	6,664
当期変動額			
剰余金の配当			△141
当期純利益			728
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	4	4
当期変動額合計	4	4	590
当期末残高	6	6	7,255

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針】

1　有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式 　移動平均法による原価法 その他有価証券 　時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 　時価のないもの……移動平均法による原価法
2　たな卸資産の評価基準及び評価方法	製品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金…個別法による原価法 材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
3　固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 　主な耐用年数は以下のとおりであります。 　　建物、構築物　　7～50年 　　機械及び装置、車両運搬具、工具器具・備品 　　2～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4　引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (2)完成工事補償引当金 　完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 (3)工事損失引当金 　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。 (4)退職給付引当金 　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 　数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5　売上高の計上基準	(1)当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法） (2)その他の工事 工事完成基準
6　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,035百万円
土地	3,074百万円
計	4,109百万円

担保に係る債務

短期借入金	2,644百万円

上記のほか、子会社である㈱シーピーケイの土地、建物333百万円を担保に差し入れております。

２．有形固定資産の減価償却累計額　9,991百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	347百万円
短期金銭債務	4百万円

【損益計算書に関する注記】

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	59百万円
売上原価	49百万円
販売費及び一般管理費	43百万円
営業取引以外の取引高	10百万円

２．売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額　1百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　881千株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金（277百万円）、減価償却費（124百万円）、減損損失（62百万円）、繰越欠損金（43百万円）であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は488百万円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）５	科目	期末残高（注）５
子会社	㈱シーピーケイ	所有 直接100％	資金の援助 役員の兼任 製品の販売 原材料の仕入	貸付（注）１	160	流動資産「その他」（関係会社短期貸付金）	328
				貸付金の回収（注）１	148	関係会社長期貸付金	288
				利息の受取（注）１	10	－	－
				出向者負担金受入（注）２	45	未収入金	3
				出向者負担金支払（注）３	7	未払費用	0
				原材料仕入等（注）４	40	工事未払金	3
				製品の販売（注）４	52	完成工事未収入金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.㈱シーピーケイに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、１年据え置き以降半年毎の均一返済としております。なお、当社は㈱シーピーケイから担保は受け入れておりませんが、当社から㈱シーピーケイへの資金貸付のための金融機関からの借入に対して、㈱シーピーケイの土地、建物(333百万円)を金融機関へ担保提供しております。

2.㈱シーピーケイへの出向者の派遣に伴う負担金については、当社の規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。

3.㈱シーピーケイからの出向者の受入に伴う負担金については、㈱シーピーケイの規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。

4.価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、一般の取引先と同様の条件としております。

5.取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	409円41銭
１株当たり当期純利益	41円12銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社　富士ピー・エス
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上　田　知　範　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富士ピー・エスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月８日

株式会社　富士ピー・エス
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上　田　知　範　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富士ピー・エスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針・計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針・計画及び職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含めて指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月９日

株式会社富士ピー・エス　監査役会

常勤監査役　船　越　光　晴　㊞

常勤監査役　善　福　　勉　㊞

監　査　役　田　中　耕　二　㊞

（注）常勤監査役善福勉及び監査役田中耕二は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性をより高めるため、相談役、顧問および理事制度を廃止することとし、当社現行定款第24条（相談役、顧問、執行役員、理事）の規定を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（相談役、顧問、執行役員、理事） 第24条　取締役会において必要であると認めるときは、相談役、顧問、執行役員または理事を置くことができる。	（執行役員） 第24条　取締役会において必要であると認めるときは、執行役員を置くことができる。

第２号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	菅野昇孝（すがの のりたか） （昭和30年１月９日生）	昭和53年４月　当社入社 平成19年６月　当社取締役執行役員技術本部長 平成19年10月　当社取締役執行役員技術製造本部長 平成21年１月　当社取締役執行役員施工本部長兼安全品質管理室長兼技術開発部長 平成21年６月　当社取締役常務執行役員施工本部長兼安全品質管理室長、技術開発部担当 平成23年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長、技術開発部、エンジニヤリング部担当 平成24年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長 平成24年６月　当社取締役専務執行役員土木本部長兼技術統括 平成25年６月　当社代表取締役社長 平成30年４月　当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	107,900株
	（取締役候補者とした理由） 菅野昇孝氏は、平成19年に取締役に就任して以来11年間にわたり当社の経営に参画し、豊富な経験と見識を有し、また、平成25年に代表取締役社長に就任し、業務執行の最高責任者として指揮をとっております。同氏の豊富な経験と見識により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	藤本良雄（ふじもとよしお） （昭和27年10月14日生）	昭和51年４月　当社入社 平成18年６月　当社取締役執行役員技術本部長兼事業開発室長 平成19年６月　当社取締役執行役員営業本部長兼事業開発室長 平成19年10月　当社取締役執行役員土木本部長 平成21年６月　当社取締役常務執行役員土木本部長 平成23年４月　当社取締役専務執行役員経営企画室長 平成24年４月　当社取締役専務執行役員経営企画室長兼東日本復興対策本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員副社長経営企画室長兼東京本部長兼海外事業部副事業部長 平成27年６月　当社取締役執行役員副社長経営企画室長兼海外事業部長、技術本部・情報システム室担当 平成28年４月　当社取締役執行役員副社長安全品質管理室長兼海外事業部長兼九州支店長 平成29年４月　当社取締役執行役員副社長九州支店長（現任）	19,000株
	（取締役候補者とした理由） 藤本良雄氏は、平成18年に取締役に就任して以来12年間にわたり当社の経営に参画し、主に営業、技術、経営企画部門を担当するなど、豊富な業務経験と実績を有しております。同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	田中（たなか）恭哉（きょうや） （昭和33年９月19日生）	昭和56年４月　当社入社 平成16年４月　当社東京支店建築技術部長 平成20年５月　当社建築本部副本部長 平成22年６月　当社執行役員建築本部長 平成23年４月　当社上席執行役員建築本部長、建築技術開発部担当 平成24年４月　当社上席執行役員建築本部長 平成24年６月　当社取締役常務執行役員建築本部長 平成28年４月　当社取締役専務執行役員建築本部長 平成29年４月　当社取締役専務執行役員建築本部長、技術研究センター担当（現任）	24,200株
	（取締役候補者とした理由） 田中恭哉氏は、平成22年に執行役員に就任し、主に建築事業分野の統括責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成24年に取締役に就任して以来６年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	堤（つつみ）忠彦（ただひこ） （昭和34年11月３日生）	平成元年９月　当社入社 平成19年10月　当社技術製造本部副本部長 平成21年２月　当社土木本部副本部長 平成22年６月　当社執行役員土木本部副本部長 平成24年４月　当社執行役員技術本部長 平成24年６月　当社常務執行役員技術本部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長兼土木本部副本部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員土木本部長 平成28年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長 平成29年４月　当社取締役専務執行役員土木本部長、海外事業部担当（現任）	27,400株
	（取締役候補者とした理由） 堤忠彦氏は、平成22年に執行役員に就任し、主に土木事業分野の統括責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成25年に取締役に就任して以来５年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	えりぐち　としろう 江里口　俊　郎 （昭和31年３月18日生）	昭和57年８月　当社入社 平成19年10月　当社執行役員経理部長 平成21年６月　当社取締役執行役員経営企画室長 平成22年10月　当社取締役執行役員経営企画室長兼総務部長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員総務部長 平成24年４月　当社取締役常務執行役員総務部長、情報システム室担当 平成27年６月　当社監査役 平成29年６月　当社取締役常務執行役員経営企画室長（現任）	23,700株
	（取締役候補者とした理由） 江里口俊郎氏は、平成21年に取締役に就任して以来６年間にわたり当社の経営に参画し、主に経理・総務部門の統括責任者として、豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成27年より２年間監査役を担い、平成29年に取締役に就任して以来１年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。		
6	うめばやし　ひろひこ 梅　林　洋　彦 （昭和36年10月２日生）	昭和59年４月　当社入社 平成19年４月　当社管理本部購買グループリーダー 平成21年２月　当社経理部経理グループリーダー 平成23年６月　当社経理部長 平成24年６月　当社執行役員経理部長 平成27年６月　当社上席執行役員総務部長 平成29年４月　当社上席執行役員管理本部総務部長 平成29年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	10,000株
	（取締役候補者とした理由） 梅林洋彦氏は、平成24年に執行役員に就任し、主に経理・総務分野の責任者として豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成29年に取締役に就任して以来１年間にわたり当社の経営に参画し、同氏の豊富な経験と実績により、当社の持続的な成長を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	佐々木 有三（ささき ゆうぞう） （昭和28年４月18日生）	昭和53年４月　九州電力株式会社入社 平成20年６月　同社土木部長 平成22年６月　同社執行役員土木部長 平成22年７月　同社執行役員技術本部土木部長 平成23年６月　同社上席執行役員技術本部長 平成26年６月　同社取締役常務執行役員技術本部長 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年６月　九州電力株式会社代表取締役副社長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由） 佐々木有三氏は、九州電力株式会社の代表取締役副社長であり、経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
8	庄崎 秀昭（しょうざき ひであき） （昭和34年11月10日生）	昭和57年４月　西日本鉄道株式会社入社 平成19年７月　同社鉄道事業本部計画部長 平成20年６月　筑豊電気鉄道株式会社代表取締役社長 平成21年６月　西日本鉄道株式会社鉄道事業本部運輸車両部長 平成24年６月　同社執行役員鉄道事業本部副本部長兼計画部長 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成25年６月　西日本鉄道株式会社取締役執行役員鉄道事業本部担当　鉄道事業本部長 平成28年６月　同社取締役上席執行役員鉄道事業本部担当　鉄道事業本部長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由） 庄崎秀昭氏は、西日本鉄道株式会社の取締役上席執行役員であり、経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
9	新関輝夫（しんせきてるお） （昭和16年１月１日生）	昭和45年３月　名古屋大学大学院法学研究科博士課程満期退学（法学博士） 昭和53年10月　福岡大学法学部教授 平成７年12月　同大学財務担当副学長 平成13年12月　同大学法学部長 平成16年４月　同大学大学院法曹実務研究科教授 平成23年４月　同大学名誉教授（現任） 平成23年６月　当社社外監査役 平成23年７月　弁護士登録 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由） 新関輝夫氏は、大学教授、法学博士としての高い法的見識に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分果たしていただいております。また、弁護士としての豊富な知識や経験を当社のコンプライアンス経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
※10	青木規悦（あおきのりよし） （昭和34年７月16日生）	昭和57年４月　小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成23年２月　同社東京支店セメント営業部長 平成25年４月　同社東京支店副支店長兼セメント営業部長 平成26年４月　同社東北支店副支店長兼セメント営業部長 平成27年４月　同社東北支店長 平成30年４月　同社九州支店長（現任）	0株
	（取締役候補者とした理由） 青木規悦氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、太平洋セメント株式会社の九州支店長であり、同社で長年培った豊富な経験・知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、太平洋セメント株式会社は持株比率18.17%の当社筆頭株主であります。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．佐々木有三、庄崎秀昭、新関輝夫、青木規悦の４氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、庄崎秀昭、新関輝夫の両氏は東京証券取引所、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ていますが、両氏の再任が承認された場合、両氏を引続き独立役員とする予定であります。

４．社外取締役候補者の選任理由及び現任の社外取締役であるときの在任期間について

(1) 佐々木有三氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。なお、同氏は現に当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。

(2) 庄崎秀昭氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。なお、同氏は現に当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。

(3) 新関輝夫氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。なお、同氏は現に当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年となります。

(4) 青木規悦氏を社外取締役候補者とする理由は、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。

５．社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は社外取締役候補者である佐々木有三、庄崎秀昭、新関輝夫の３氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

また、新任の社外取締役候補者である青木規悦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　田中耕二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
※ 田嶋典明（たじまのりあき） （昭和30年３月26日生）	昭和53年４月　九州電力株式会社入社 平成13年７月　同社長崎支店用地部長 平成15年７月　同社経営企画室付　九州経済調査協会（出向） 平成17年７月　同社経営企画室付　九州経済連合会（出向） 平成22年７月　同社業務本部業務部長 平成26年７月　同社業務本部付　九州冷熱株式会社（出向） （九州冷熱株式会社常務取締役） 平成27年３月　同社定年退職 平成27年４月　九州冷熱株式会社常務取締役（現任）	0株
（監査役候補者とした理由） 田嶋典明氏は、九州電力株式会社及びその後の職歴における業務経験をもとに、公正・中立の立場から当社の適正な企業活動への助言及び監査をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．田嶋典明氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

４．社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外役員各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

新任の社外監査役候補者である田嶋典明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

本議案は、当社取締役（以下のとおり社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益･リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、平成18年６月27日開催の第54回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額200百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。なお、本株主総会の第５号議案「取締役の報酬額改定の件」にて、本第４号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、左記の報酬限度額を減額し、年額172百万円以内とする旨の議案を上程いたします。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本株主総会の日から平成33年６月の定時株主総会の日まで（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下、本議案において同様です。）に対して支給するというものです。

なお、第２号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は６名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者となる取締役	社外取締役を除く当社取締役
②	当初信託期間	約３年間
③	②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金84百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法
⑤	①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり80,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初信託期間は約３年間とし、当社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金84百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、前記のとおり執行役員についても本制度を導入した場合には、執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、３年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金28百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、前記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり80,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③　取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（ご参考）

本制度の骨子につきましては、平成30年５月11日付「役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第54回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の株式報酬制度の導入に伴い、別枠で社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の金額等をご承認いただくことを考慮し、取締役の報酬限度額を減額して年額172百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、本議案は、本株主総会第４号議案「取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は４名）でありますが、第２号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本株主総会終結の時をもって取締役の員数は現在と同様10名（うち社外取締役は４名）となります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

福岡市中央区天神二丁目12番１号
天神ビル11階　10号会議室

